

第1回公衆浴場入浴料金協議会 議事録

日時：令和7年8月25日（月）10:00～

場所：ひょうご女性交流館 会議室301

1 開会

事務局：ただいまから第1回、公衆浴場入浴料金協議会を開催させていただきます。
本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

2 あいさつ

(省略)

3 委員紹介

(事務局から名簿により紹介。全委員が出席の旨を報告。)

4 公衆浴場入浴料金協議会について

事務局：(説明)

5 会長選出

事務局：会議次第の5番目の会長選出でございます。これは本協議会の設置要綱第4条に、学識経験のある委員のうちから委員の互選によって定めると規定されておりますが、いかが取り計らいましょうか。

委員：田中委員が、専門家でいらっしゃいますし、前回開催時の会長を務めていただけきましたので、田中委員に今回もぜひお願いしたいと思いますけど、皆さんいかがでしょうか。

委員全員：(異議無し)

事務局：皆様ご異議ないようでございますので、田中委員に会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いします。

6 質問

事務局：知事からの本協議会への質問書につきましては、本日付の質問書を、会長席には原本、皆様のお手元には写しをお配りしておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

それでは、以後の進行は会長にお願いいたします。

7 会長職務代理者の決定

会長：では、次第に沿って進めて参ります。次第の第7番目ですが、会長職務代理者を決めておきたいと思います。設置要綱により会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員：(異議無し)

会長：それでは、経営学の専門家でいらっしゃいます、内田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員全員：(異議無し)

会長：どうぞよろしくお願ひします。

8 協議事項

会長：次に、会議次第の8番目の協議事項に入ります。先ほど公衆浴場入浴料金の統制額について諮問がありました。会議次第に沿って、まず事務局から入浴料金の改定について説明していただき、その後に意見交換という形で協議を進めて参りたいと思います。

(1) 一般公衆浴場入浴料金統制額の改定について

会長：それでは一般公衆浴場入浴料金統制額の改定について関係項目を含めて事務局から説明をお願いします。

事務局：(説明)

(2) 意見交換

会長：それでは、今の事務局の説明に対する質疑とその他の入浴料金に関する問題について、フリートークで意見をお願いします。特に今日はまだデータが出てきてない状況で、データが出てきても機械的に決まるのではありませんので、できれば、こういう考え方だととか、こういう面も考えたほうがいいとか、データが出てきたときに、反映できるようなご意見をどんどん出していただければと思います。よろしくお願ひします。

委員：すいません。今の資料に対して質問ではないですけども18ページの神戸市の一般公衆浴場数の推移ですけども、これは実際に兵庫県のほうに届出し

た数しか廃業は廃業数として挙げてないんですね。実際のところですね、神戸市的一般公衆浴場の数は、組合加入店舗が 28 店舗、組合に加入していない店舗が 3 店舗ありますので、合計で 31 店舗っていう数字が正確な数字となつておりますし、ちょっと大幅に数字が違つておりましたので訂正いたします。

会長：資料の方が多いということですか。もしかして動いてない施設ということですか。

事務局：はい、そうです。これが許可上の話というところで、実際、許可だけ残っていて営業していない施設が複数含まれている数字だと考えます。

委員：神戸市の管轄でございますので 1 点補足させていただきます。今お話をありましたように、実際は廃業されているんですけれども、私どもの保健所に営業者から廃止のお届けが出されていないということで、許可だけ数字として残っているだけで、実態としては委員が言わされたのが神戸市内の営業している一般公衆浴場施設の数、というのが現状でございます。

委員：事務局のご説明もありましたように、一番使う年寄りの立場でもある利用者からいうと、料金が安いのがありがたい、当然です。そうだけれども、利用するのもその施設があるから利用できる。その経営が成り立たないところで、うだうだ言うても仕方がない。先ほど事務局がお風呂のない方のためっていうようなことおっしゃったけども、95.7% ということで、ほとんどの家にお風呂があります。それよりも地域のぬくもりであるとか、毎日来て「どないしてんの」とかあがが楽しみで行っているので、だからやっぱりその経営が維持できるのが 1 つ。また、私は、数字なんかはわかりませんが、肌感覚として、今、物の値段やサービス値段がずっと上がっていますよね、だから経営が非常にしんどいと思う。だから一番はやっぱり安い方がありがたい、しかしながら、その利用者を受け入れてくれる施設様のほうが、運営できなかつたら身も蓋もないということです。

それと全く別のことですけど、物価統制令が法律と同じ扱いになつてもう 80 年から経つのに米が抜けて、なんでこの料金だけ残っているのは、甚だ疑問でございます。よろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。私もそう思うんですが、兵庫県内で議論してもね、というような話も過去にありました。

委員：そうです、国に言っていただきたい。

会長：もちろんご存じの上でのご発言だったと思います。ありがとうございます。

他、何かご意見はございませんか。

委員：件数の話が一番初めの話題として出ましたけれども、データの集計がちょっと違うように思うんですけども、私自身が調べたところを言いますと、これは令和4年に料金改定されてますけども、その時のデータは兵庫県浴場協同組合に所属している公衆浴場が88件で、この令和7年の7月1日では77件に減っています。10件減ったということで、これは、一応、私が調べましたから間違いないと思います。兵庫県では77件の銭湯があるんだということです。それで、その分布ですけども、神戸が一番多くて約28件、尼崎が21件、西宮市が5件、伊丹が1件、宝塚はないです。川西は1件、三田1件、だからもう、阪神間の南側に集中している。次に神戸の西の加古川にも1件、高砂にも1件、姫路がちょっと多くて5件ですね。姫路以降は、相生に1件あったんですけど、もう無いです。だから、ほとんどが瀬戸内海の阪神間から姫路あたりで、分布しております、北のほうの公衆浴場について、県にお聞きしたのですが、城崎とか温泉と言いますと温泉も公衆浴場の許可をとってらっしゃると思うんですけども、我々の兵庫県の組合には入ってないんです。カウントされてないという形です。向こうはほとんどなく、人口の多いところにあるという形で考えていただければいいと思います。

委員：先ほどから出ています数字の件なんですが、若干ちょっと違うところはあるかと思うんですけど、全体的な傾向としては減ってきてているという理解でよろしいわけですね。その中でも、実際に営業されているところが、この数字よりもかなり低い、小さいという理解でよろしいんでしょうか。数字で言うと、18ページの兵庫県の一般公衆浴場数の推移が138となっていて、その前の13ページでは136になっていて、ここにはちょっと違いはあるんですが、これの言っていることってやっぱり減ってきているっていうことですよね。

委員：そうですね。減少してきていて今現在77件が実際に営業されてるところです。

委員：かなり大きく減ってきているっていうことを前提に、この後検討していくなくちゃいけないということですね。

委員：そういうことです。

委員：もう 1 つは、前回私 3 年前のときにも委員としてとして携わっていましたが、その時に伺った話の中で、各施設は経営努力をされていて、例えば若い方にも来ていただくような経営努力されていた中で、その結果どうなったのかっていうことも、ちょっと今この場で何かあれば、教えていただきたいんですけどいかがですか。各浴場では地域の大学生を来やすくするとかですね、料金を確かに無しにするとか、そういう取組みもありましたよね。そういうような取組みが、その後、何かいい影響があったのかどうかとか、というものを参考までに何かご存じであればよろしくお願ひします。

会長：そうですね、いかがでしょうか。事務局に聞くよりも現場におられる方がよくご存じかと思いますので。

委員：私どもは、肌感覚としましては、一番初めにね、先生おっしゃったように、件数が 88 件から 77 件に減っておりますので各お風呂屋さんが経営努力をされて、お客様が増えれば施設減らないと思うんですよね。やっぱりなかなかその経営努力っていうのは難しいと思います。我々の場合はあくまでも企業ですので、人件費、家族経営がほとんどです。ですから、売上が減ってくれば、家族に対する負担がものすごくかかるってきます。中には企業として、銭湯を経営されているお風呂屋さんもあります。確かに、だからまあ二極化という形ですね。二極化で企業として経営しているところは、先生がおっしゃったように、大学生無料だとかね、いろんなその客数を増やすための努力はされているんですけども、ただいま人件費がものすごく上がってますんで、高い方の一流の銭湯でもだんだん厳しくなってきてるっていうのがもう現状だと思います。

委員：すいません、この令和 7 年の 4 月に大阪府が 600 円に入浴料金上がったんですけど、私の手元に、なぜ 600 円に上がったのかの暫定根拠、改定上限額入浴料金を、なぜ 600 円にしたかっていう資料があります。神戸市さんの方には、お渡ししたんですけども、理事長これは兵庫県の事務局のほうには渡していませんか。もしできたらこれを皆さんで目を通していただいて、おそらく委員は計数関係扱っておりますので、これを見ていただいたら、すごい参考になるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

会長：今パッと見てどうって意見を言うのは難しいでしょうね。

委員：参考になるようなら皆さんにお配りいただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。参考になると思います。これは配布していいんですね。わかりました。ありがとうございます。

委員：はい、ホームページで掲載されていたかと思います。

会長：それでちょっと話を元に戻して、3年前にここで議論したときに、新しい需要を掘り起こすために、先ほど言われたような工夫とか、の話が出てたんですけれども、その後どうなったのかということで、先ほど委員がお答えいただきましたけれども、委員その辺はどうですか。

委員：そうですね、個人的な意見としましては、この資料の3ページ見ていただいたらわかると思うんですけども、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律ですが、私どもでは確保法と言っておるんですけども、物価統制令の命を受けて、今は490円に統一しておりますけども、その物価統制を守るにあたってですね、それだけ安い金額で営業してるので、一般公衆浴場の確保、維持に地方自治体は協力しなさいっていう法律なんんですけども。この法律を神戸市は守っていただいて、たくさん補助いただいておりますね。ただ、兵庫県全体で見ると、まだまだ追いついてないのが現状なんです。その辺を踏まえて、今の現状の490円から幾らに上げればいいかっていうので、ちょっとバラバラで難しいんですけど、ただ神戸市と同じようなレベルで、他の市がしっかりと一般公衆浴場の援助をしていただければ、確かに私はもう上げる必要はないのではないかと思います。ですけども、神戸市以外の市はほとんどそれをやってないのでね。その辺を考えると料金が幾らになるかっていう、この辺をちょっと皆さんで考えていただけたらなとは思うんですけども。

会長：その補助金の話は多分今後データでも上がってくるだろうけど、確か聞いてる項目がありましたので。それプラス、事務局にお願いするのが、これまでの経験から、経験とは会議の内容からですが、あまり全体の平均値を出しても意味がなく、全体を2つくらい分ける必要があるんですけども、何とか経営を持ちこたえているところと、もうこんなんは難しいじゃないってい

うのに、どうも二極化しているみたいで、それを売上高で分けるのか、利益で分けるのかとかそういう話を事務局とちょっとしておりました。今回事務局が、ただ全体の平均を出すだけじゃなくて、そういうことも考えていただけるということでした。補助金についても、経営の善し悪しで違いが見えてくるかもしれない。まずそこで考えていきたいと思います。

ちなみに最近の話題ということで、テレビで見ただけなんですけれど、若者の銭湯回帰があるっていうようなこと聞いたんですが、実感としてはいかがですか。現場に頼ってすいません。

委員：私がどうしても神戸市なもので神戸市内について言います。神戸市ではすごい、スタンプラリーとかいろんな施策を設けていただいている。神戸市内の銭湯は、若者の利用がかなり増えています。これも公衆浴場と神戸市は、銭湯の活性化に向けた協定書っていうのを、6年前に結びまして、その協定書を結んでからですね、久元市長になってからですが、銭湯を維持していくためのいろんな対策を、神戸市が沢山の予算を使ってやっていただいておりますので、神戸市内だけなんですけどね、これは77件のうちの28件なんですけれども、おかげさまを持ちまして、若者の銭湯離れからちょっと脱出できたんじゃないかなと、思っております。他の市はちょっとどうかわかりませんけど。

会長：それは主にどんな施策なのですか。

委員：一番最初は、大学生無料入浴で、それに予算を1,000万ぐらいかかりましてやったんですけども、その課題がですね、どうしても人気のある銭湯に固まるっていう傾向にあったんですよ。浴槽、お風呂だけの銭湯もありますし、スーパー銭湯並みの設備のある銭湯もありますんで、どうしてもその無料入浴という形をとりますと、施設の充実さによってお風呂屋さんに固まってしまうということでした。

それをなくそうという形で、昨年からスタンプラリーにしますと満遍なく、全部の銭湯を回りますので、そういう形に変えて若者から49歳までに年齢幅をちょっと上げたんです。

おかげさまで、うちでも、一昔前の夜は閑散としたんですけども、夜9時以降に大学生や若者の入浴がかなり増えてまして、もうこれも、神戸市さんのおかげと思っています。

会長：多分、委員が求めたのはそういうようなお話で、どんな施策があつて、そ

が、本当に効果があったのかないのかということです。今の話だと、大学生の無料というのは、効果があったという話でした。それは、無料の間は来るけれども、その後はどうなったかはどうですか。

委員：一番最初は無料だったんですが、そこから徐々にスタンプラリーで昨年は半額入浴に、今年はスタンプラリーの商品がいいので 490 円全額お支払いいただいた上で、スタンプラリーをやるようになります。おそらく、神戸牛とか素晴らしい景品を用意していただいてますんで、おそらく前年と変わらず、若者がスタンプラリーにやっていただけると思うんですけど。このように考察させていただきます。

委員：神戸市でございます。今お話がありましたので、神戸市の政策を簡単にご紹介させていただきますと、若者向けということで今、委員からお話をありましたように 3 年前ですかね、大学生割引ということで、大学生無料ということで期間限定といいますか、予算の枠の中でということでやりまして、あつという間に予算を消化してしまって、好評のうちに終わるということでした。市内の大学生、専門学校生なども含め、無料という形でさせていただきまして、その結果、今ご紹介あったように、どうしても特定の銭湯だけに、利用者が、特に利便性のいいところ、大学生が住んでいる近くのところに集中してしまうということもありましたので、なるべく分散させようということでスタンプラリー形式にして、施設をたくさん回れば回るほどいいもののがもらえますよ、というような形でやりましたら、かなり偏りというのが減りました。それも最初は大学生、次の年が 20 代、今は 10 代から 20 代の方を対象にしていたのを、前回の統制料金の協議会でアンケートを取られまして、そのデータを見ると、やはり 40 代までがまだ比較的銭湯を日常的に利用される方が少ないということで、そこまで広げたらどうかということで、40 代まで対象を広げてスタンプラリーという形でさせていただきました。非常に大好評ということで、もう予算が我々想定していた分を超えてしまって、ちょっと怒られながらやっていました。そういったことで、入浴料をこれまで半額ですか、利用施設数に応じてキャッシュバックみたいな感じもしていたんですが予算がとても追いつかないということでその辺を少し見直しをさせていただいているというものが、スタンプラリーです。もうひとつの若者向けの施策として、地域子育て入浴割引という制度を始めていまして、これは何かといいますと、お子さんと一緒に、親の方が銭湯行っていただくと、お子

さんは無料、大人の入浴料金は半額という形で、若い世代、子育て世代の方に入浴していただくようターゲットにして、そういう政策もしております。当初は親子関係を証明するものとか、求めたんですが、そういうもののをなしていいんじゃないかと、ということで、自分のお子さんやお孫さんではなくても、地域の、例えば、少年野球やっていて野球チームの子供をコーチたちが連れてってもらったら子供は全部無料です。引率する大人は入浴料金半額といった制度をしていまして、そうすると、やはり若い世代、特に子育て世代の方ですね、非常に増えているといったことは実際に浴場の方からもお聞きをしている、そんな状況でございます。以上補足でございます。

会長：ちなみにその宣伝はどういうところでされているのですか。

委員：そうですねスタンプラリーにつきましては、プレス発表をしまして、あと、自由にいろんなポスターを撒いたりですか、あとテレビ番組にできれば出してもらったりですか、あとホームページですね、あとは街中のデジタルサイネージとかでやってますよ、というようなご紹介をさせていただいて、あとは地域子育てについては、各浴場でもご案内しますし、市の広報誌ですね、そういうところでも、スタンプラリーもそうなんですか、紹介をさせていただいているところです。

委員：委員はサンテレビにも出られています。

会長：ちょっと思ったことがあります。所在地は神戸市ではないんですけど、神戸市民も通っているうちの大学では全然見たことないなと思いまして、前半の大学生対象っていう話のところですが、うちの大学の運動部関係に配ったたらたくさん来るのではないかというふうにちょっとと思いました。

委員：そうですね一応、各大学にもそういうチラシポスターはお送りさせていただいていまして、ご案内がちょっとどこまで隅々まで渡っていたかは自信がないんですが一応各大学等にもご案内を差し上げてきたところです。

会長：そうなんですね、案内いただいて、学生がよく見るところに貼ってあるだろうということであれば、安心しました。ありがとうございました。他何かご意見、はいどうぞ。

委員：姫路なんですが、6件が営業中と書いてあって私の中に浮かぶのが、3

公衆浴場なんです。飾磨の風呂は入ってないと思うので、だから、私の頭の中では、公衆浴場として入っているのは姫路の中播磨の近所にある1件と、野里に1件と、大目に1件を思い浮かんあと3件は、南の方のものは、私はちょっとわからないんですけど。駐車場がないところもあるんですよね。

普段、私たちが家族で行こうと思ったら、言ったような飾磨の風呂だとか、たつの市のほうとか、香寺荘にある風呂とかやっぱり、住んでるところから車を使わないと、大きな風呂に行けないんですよ。そしたら、価格はもうすでに1000円までぐらいのお金で、家族で何人かで行きますよね、それはたまに行くからいいのであって、1つ知っているところで大阪だったら最初から家にお風呂がないところが昔はたくさんあったりしていたので、ここでいう公衆浴場はその時のお風呂屋さんなんですよね。そしたら、単純に考えて500円が、家族3人で入ったら1,500円で、30日入ったら4万5,000円なんですよ。そしたら、家にお風呂工事して、お風呂作った方がいいよねっていうのがある。そのときは500円じゃないんですけど、そういう話は大阪の方で聞いたこともありますって、たまに広いお風呂に入りたい、私たちの感覚の値段を上げるのか、家にお風呂がなくって、お風呂を利用しようと思う家族の方の値段を上げるとか、そこもすごく変わってくると私は思ったんですね。先ほど無料にするからたくさんお風呂入ったらいいということで、そしたらそのことによって従業員をたくさん雇わなきゃいけないし、1日の風呂は多分1回でお掃除入れ替えするのはそれでいいと思いますけど、そこら辺のところのバランスっていうのも、考えていく必要があると思います。お風呂に入るためなら別に城崎の外湯でも相生のお風呂屋さんも行きますが、リストに載ってないのだから、私が思ってる銭湯と、営業目的の銭湯が違うのがよくわかった。それと、値段は安易に上げて、お風呂に入りたい人たちが入れなくなるときのことを考へるんであれば、神戸市さんの方に補助金が出てるところもあれば、そういうふうな考え方も1つなのかな。上げるのは安易だと思う。10円、20円ぐらいだったら、頑張ってだしても、それ以上上がったら2日に1回しか入られないっていうような方も出てくるんじゃないかなあと思って、聞いていました。はい。

会長：はい。ありがとうございました。大事な、側面ですけども、難しいですね。今ちょっと最後にチラッと言われましたけれども、あんまり高くするとそういう問題があるけれども、それを解決するのが、浴場の責任なのかそれとも行政の責任なのかっていうのですね。つまり、値段は、ここでそれなりに高く決めて、そういう人たちには安く、ってすることはその部分は補助金になるわけですね。いやもちろん浴場がもう毎日儲かってしょうがないのであれば補助金は不要ですが、そうじゃないからこそこういう会議で議論

しているわけで、そういう意味ではちょっとどこがやるのかっていうのは、難しいと思います。何となく、今の国政の議論と一緒にます。物価高騰で困っている人にターゲットを絞るのか、それとも全般的に何とかするのか、っていうような議論とよく似ているように思います。難しい問題ですけど、当然ここでも考えて行かないといけないというふうには思います。ありがとうございます。他に。どうぞ。

委員：私が少し気になったことで、もしかすると今日ご回答が無いかもしれませんのですけどもちょっと質問をさせていただきます。先ほどの都道府県別の価格ということが示されていましたけれど、17ページ目のところですね。隣の大坂府ですと、600円というかなり高い、おそらくこの中で一番高いっていうふうに思うんですけども、いずれにしても価格を上げるということが、物価の高騰ですとかそういったことを背景にして、進んでいるのかなと思うんですけれども、こうした価格を改定し、価格を上げるっていうことをした上で、結果的に、利用者を拾えるかどうかわからないんですけど、利用者が増えているのか、或いは売り上げが増えているのか。つまり公衆浴場を経営する事業者の立場に立ったときに、事業者として、経営がしやすくなっているのか、或いは、そうではないのかということです。また、その効果というのがどういうふうに把握できるのか、もしこういったことをご存知であれば教えていただきたいなというふうに感じたところがまずあります。それと先ほどまでの皆様のお話、ご意見等も聞かせていただいておりまして、価格を上げるっていうことは、やはり物価上昇ですか様々な要因から鑑みると、ここだけ我慢し続けるっていうのはかなり難しいのかなというふうに感じていますけども、一方で、価格上昇トレンドっていうある中で、構造的な問題というものをやはり解決をしていかなくては、上げては、また、苦しくなり、上げては苦しくなりというような状況が続くのかなというふうにも感じます。ですので、先ほど委員からもお話もありましたように、どのようにして顧客を開拓していくのかというような取り組みですとか、先ほど神戸市様からお話をありましたように、大学生のキャンペーンを打ち、その後、20代30代そして、子育て世代っていうように、こういった顧客といいますか、利用者が年を重ねるのに合わせて、利用をその度にできるような仕組みが展開されているのかなとは思いました。ただし、このキャンペーンがこの先ずっと続くのかっていうもわかりませんし、それが終わったときに、継続してお客様が来ていただけるのか、利用者があるのかっていうところも気になるところです。やはり価格を上げるか下げるかとか、維持するかだけではなくてどのように経営をし続けられるのか、そしてそこに公衆浴場としての意義がどこにあるのか、とい

うことを改めて議論すべきかな、というふうに感じました。以上です。

会長：ありがとうございます。兵庫県の場合であれば3年前にアップしたときにはどうなったのか、っていうのは知りたいような気がするんですけども、ただ、一方で、もう遅いですけれども、そうすると、1年後ぐらいにもう一度アンケートを取らなくてはいけなかったということになります。もうデータがないとして、すいません、3年前の値上に関して、現場はどんなふうに感じられていますか。

委員：今、会長がおっしゃったように、皆さん、今回ね、審議していただいて値段上がって、その結果はどうなんだということをまた来年もこういう協議会を開いていただいて、皆さんに報告すればいいんじゃないかな。だから、それをぜひもう、入浴料金を上げるか上げないは別にして、上げた後はこういう状態ですよ、ということを審議していただきたいな、これはちょっと要望でございます。

それと、先ほどからの話で私の持論ではないんですけど、私実は西宮市で銭湯経営しているんですけども、西宮市の施策としても、年度を忘れましたけど長いこと子供の日には、小学生は無料。それで敬老の日には昔は9月15日だったんで今ちょっと、はっきりわからないんですけど、敬老の日は60歳以上無料。という形で、西宮市は年に2回だけ無料にやっておりました。そうするとですね、少子高齢化がはっきりわかるんです。初めは子供の数が非常に多くて、右往左往したんですけども、いつの間にか、今は高齢者が一番多いという形です。やっぱり、それだけお風呂に入ってこられる若い子が減ったということですね。これちょっと悲しいのは、やっぱり銭湯というのは日本の文化ですから、だから、裸になって、公衆の中で、ちゃんとして他人に迷惑かけないようにね、入っていくっていうルール。これが今の若い子はね、もう全然ないんですよ、っていうのは家の風呂しか入ってないから、家の風呂だったら、ざくばらんに言いますけど、お風呂から上がってきて、ドア開けたら体ボトボトで汗も拭かないで、1人が入ればもう、すぐマットレスを交換しないと気持ちが悪い。お風呂の中で手ぬぐいで、タオルで絞って体拭いて上がってくれば、それははっきり言って2日ぐらいバスマット使えるんじゃないかというふうに思います。それが1つと、他人にやっぱり迷惑をかける入り方、これシャンプーでも家だったら別に、他人に気を使わなくてもいいんですけども、みんなの公衆で入るところですから、シャンプー1つかけたとしても、後ろの人が居たら、もうかかりますよね。これはよく昔は口論の原因になったんですけどね、今のそんなこと一つもない。そういうやっぱり日本の文化が、お風呂屋さんが

もしなくなってきた場合は、僕は文化が廃れるんじゃないかなと思います。ぜひ、お風呂屋さんをやっぱりなくしたらあかんと思うんですよ。

委員：昔から銭湯廃れば人情廃るという言葉があります。

委員：日本らしい大切な文化かなと思って、そういうこともあって物価統制令が1件だけ、もう銭湯しかないんですけども、これが多分残ってる理由と政治家も考えてるじゃないかと思います。ちょっと雑談になりましたけどそういう感じでございます。はい。

会長：ありがとうございます。それと委員の言われてたことですけれど、前回の料金アップで利用者がどうなったかって言うのは、例えば、県の方では何か把握されてるようなものもありますか。今日の資料に、全国的などれぐらい公衆浴場にお金を使ってるかっていうのはあるんですけど、これ全国のデータですので、何かそれに代わるようなデータはないですかね、いや、無ければ無いと言つていただいてけっこうです。

委員：私の方から。前回の料金アップで、約2年間売り上げが上がりました。料金アップの分だけ。そうすると、約今年3年目入っておりますけども、もう前回値上時より1ヶ月の収入が下がってきてますね。だからまた皆さんにお願いしたいなと思っていますけど、2年間だけ一応恩恵をうけました。

会長：それは、売り上げが上がったというか、利益が上がったのかどちらですか。

委員：売上イコール利益ですね。

会長：ということは、最近は単に利益が落ちているだけじゃなくて、売り上げも落ちているということですか。

委員：県全体のデータはわからないんですけど、私の申告の実際はそうです。

会長：ということはすいません、今の話ですと、3年目に下がっているのは何か別の要因なんでしょうか。

委員：やっぱり人数が減ってきてることですね。だから高齢者が亡くなっている可能性もありますね。

会長：ありがとうございます。他に何かありますか。

委員：いや、私も今それをお聞きしようと思ったんですねけれど。それとですね、何か今お聞きしてると私もよくわからなかつたんですけど、いわゆる行政の補助っていうのは、有るところと無いところがあるということですね、何かそれがすごく問題だと思っています。それと、例えば、お家に風呂がない方だとそういうような形っていうのは、やはりどうしても銭湯が必要になってくるので、この値段も上げるとか上げないとかよりも、そういう部分の行政の考え方っていう行政補助っていうのがすごく大事かなと思うんです。

それと若い人たちが、銭湯に行かないっていうのもあるかもわからないんですけども、今日も朝ここに来るときはそこに何かサウナのようなものがあったんですけど、若い人が2人出て来ていまして、サウナはここで言う銭湯とは違うんでしょうけど、このようにやっぱりおしゃれなところには行くというふうなこともあるので、そういうことをしようとすると、もっとお金がかかるということなので、この辺は切り離して考えていいかないといけないんで、行政補助に関して、このようなことがいろいろあるわけですから、この行政がどういうふうに考えてるのかっていうのは、ちょっと知りたいというところになります。

委員：大阪が600円に上がりました。このデータ、数字は、行政の補助が全くなしってことで考えて、その上で出した数字ですなんです。

委員：前に値段上げられたっていうのは、何十円とかっていうものですか。

委員：450円から490円です。2年間で、前年よりも売り上げが多く利益も多かった。3年目になつたらもうその効力がなくなってきた。これは私の経営実態ですけどもね。

委員：ありがとうございました。

会長：多分ですけど、行政の補助金まではこの協議会では、議論ができなくて、もしかしたら意見として附すことはできるかもしれないけれども、ここは上限金額を決めるっていうことですので。それと、ちょっと前の議論に戻りますけれども、例えば今回、まだ何も決まってないですけど、値上げをしたとして、じゃあ、1年後にどうなつたのかって言うのを、もう一度協議会を開いて、というお話をありました。そこは、多分県側で越えなければいけないハード

ルが多いと思います。なぜかというと、この協議会は期間限定協議会で、多分、来年の1月ぐらいには解散となり、解散となって皆さんのが名簿とかの詳細が公表されます。そういう性格のものなので、また来年再度再結成してですね、1回か2回開くっていうのは、難しいかもしれません。私は検討に値すると思うんですけれども、学者は気楽にそういうことを言いますので。いやそりやデータはたくさんあった方が検討しやすい。どうしましょう、別に今日事務局がお答えされるんだったらされてもいいですけれども、そんな意見もあったということで、万が一そういうことが開けるんであればお考えいただきたいということです。あとすいません、そういうことなので、毎回招集、解散してまた次招集されますので、同じメンバーとは限らない、ちょっとその辺の難しさはあるのかなあと思います。多分事務局が言いづらいのかなあと思います。ありがとうございました。どうぞ。

委員：そうすると神戸市の取り組みとかっていうのをいろいろ発信していただいているんでしょうけれど、慣習とかもご存じなのかもわからないんですけど、そういうのをもうちょっと発信してもらったらいいのかもしれないなと思います。一方で、そうじゃなくて本当に困っている方のための風呂ということで、ほとんどボランティア状態だと思うんですね、何かいろいろ風呂やらっしゃるとかは、その辺のところもうちょっと何か、いろいろわかっていただくような、何か発信の方法があるのかなというふうに思うんですよね。すいません。以上です。

委員：今の話にちょっと関連するんですけど、今回ここで上限を決めるけれども、市ごとに少し違うという話が前回も聞いたことがありますて、必ずしもその上限まで持っていくかなくてもいいということだったかと思うんですね、前回は尼崎では、勝手に上げにくいんだ、というそういう土地柄といいますかそういうことをお聞きしましたが、今現在尼崎はどうなってるのかといった話はありますか。

委員：はい。これ、尼崎はまだバラバラですね。各銭湯によって、経営哲学っていうんですかね、料金を下げても利益が出るような経営体系、或いはまた料金を上げる、上げなければやっていけないという銭湯というのがあることはわかっています。他の地域はほぼ全部一緒ですが尼崎だけ、どういうわけか知りませんけども、人口密度の割に銭湯の数が多かったんですね、尼崎はね。どうしても工業地帯であった関係でそうすると今、工場が廃れてきて人数が減ってるんですけど、銭湯の数は減ってない、もちろん減ってますけれども、

そういう形で、銭湯間の競争というのは、多少あるみたいだと思います。以上です。

委員：ちょっと私の思いはこの料金改定とはちょっと離れるんですけれども、経営されている方が高齢化になっている、そしてまた、施設も昔から営業されていましたら老朽化というようなこともありますよね。そういう中で、浴場も減ってきてているというのは、あるんでしょうね。そういう中で今回兵庫県50円上げましょうとなった場合でもそれで、例えば、老朽化しているのを、改修のため設備投資しようとか、じゃあ息子さんに経営を譲ってするかというのが、全体の人口が減ってる中でなかなか難しいですから。姫路でも近くにあった浴場がもうだんだん減っていくというような、最近のこういう物価高の中では、当然、ある程度は上げる必要はあるとは思いますけれどもね。抜本的なところから、考えていかないと難しいところですね。以上です。

委員：会長、ちょっとだけ大丈夫ですか。資料の3ページで公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律であって、そのための活用とか貸付とか助成等については、地方公共団体、特に市町が中心に頑張りなさいよって、委員さんの指摘もあって、神戸市内ですばらしい施策をされているところもありますけれども、これは所詮は、努力義務ですので、各市町、今ちょっと税率はいいんですけど、基本的に財政状況厳しい中で、努力義務に依拠するようなタイプのものであります。それで神戸市さん非常に立派ですけども、これをずっと永遠に続けられることじゃないので、やはり補助金の存在と公衆料金の料金については、ちょっと整理して考えるのはいかがかなと思います。

会長：はい、ありがとうございます。他にどうでしょうか。今日、過去に出てきた議論、今日出てきてないのが、公衆浴場の災害対策としての議論です。もしかしたら神戸市さんもそういう理由もあって、力を入れられるかもしれないんですけども、災害が起こったときに、衛生をどうやって保つかというのでお風呂って重要で、実際の神戸市の震災の時どうだと思うんですけど、例えば熊本の地震だと、ああいうときには、周辺の公衆浴場は無料開放をしたとかですね、そういう意味でも維持が必要というような考えがあります。

委員：神戸市では災害時における被災者等への入浴機会の確保っていう形で、協定書を組合と結ばせていただいています。

会長：ありがとうございます。そういう側面もあるということです。他、いかが

でしょう。何かこうこういう面も考えられるとかありませんか。高齢者はどうなんでしょうか。先ほど一番最初に言わされたのが、結論ですよね。

委員：そうですね。

委員：これはずっと私どもは思っていることなんですけども、銭湯にはぜひ、若いお母さん方に、来ていただきたいのです。若い世代に子供を連れて、ぜひ銭湯に入つてもらわないと、やっぱり公衆道徳言うんですかね、これはこれから日本が廃れるのじゃないかという感じがします、本当に。皆さんどうですか、私ら入つてるときは、もう全然他人の人に怒られましたからね、ちゃんとかかり湯し、それで、お風呂の中にタオル浸けたらあかんとかね。この頃の人は、やっぱり入つてないから全然わからないことなんですよね。これは教育関係の、小学校のカリキュラムに入れて欲しいぐらいに思つていて。本当にこれは、今の若いお子さん、生活のやり方が違うんですけど、例えば、昔のように子をおんぶにだっこして歩いてる人がほとんどないように思うんです、ベビーカーの方が、完全に目つきますしね。県の教育委員会に言ったことがあるんですけどね。トライやるウィークでね、中学校の子が来ていただいて、そのあと最後にお父さんとお母さんに来てもらって無料でお風呂に入つてもらうようにはしてるんですよ。そういうトライやるウィークでも、なにか強制的にね、入らんと僕は絶対廃れると思いますよ。ちょっと大げさなこと言いましたけど、以上です。

会長：そうですね。私も、ゼミ合宿とかいって、浴場に入ると、よく基本的なマナーができない学生がいます。でも、それを教育するのが大学教員の仕事かどうかはわかりませんが、だけど、他のお客さんに迷惑にならないように、最小限の注意はしますね。特にもう、タオルを湯船につけるとかは以外の外です。

委員：また、女性が髪の毛をね、アップにしてね、お風呂に浸かるっていう多分、銭湯行かないと知らないと思う。家の方ではね、髪の長い子が湯船に浸けてもなんともないですからね。

委員：私も大阪にいた若いとき、括るかなにかしないといけないとお母さんと行ったときに教えられました。それは絶対そうだと思うんですよね。

会長：はい。髪の毛の長い、男の子もいるなかで、男性の間でもそういうことが

あるとは知りませんでした。

委員：余談ですけど、ヒッピーが流行ったときに、洗髪料って取ったことがあるんです、10円から20円でしたね。いつの間にかもうなくなりましたけどね。ヒッピーが来たときに、もう髪の長い男たちが来てね、そんな、銭湯の湯使い放しだからもう洗髪料を取ろうというね、そういうことをやったこともあります。はい、ありがとうございます。

委員：すいませんちょっと感想みたいなことになるかもしれないんですけども、住宅にいくら浴槽があるかっていう数値が95%っていうふうに言われていますけど、これ平成20年度の数字で、今となると、実はもっと増えているのじゃないかってなったときに、この公衆浴場っていうものの存在意義っていうのは、少しずつ変わって来ているかもしれないなあと。今お聞きしても災害だとか、あとはもう公衆マナーとか、あとは高齢者のコミュニケーションの場とかそういうふうになって考えたときに、そこに補助金を投入するのかって考えてみたら、例えば地域格差があって、今お聞きしたら阪神間から姫路の瀬戸内沿いにしか、公衆浴場があまりないってなると、中山間とか多自然地域には公衆浴場っていうのもほとんどないのかなっていう時に公衆浴場という本来の目的と違う部分が増えてきたところに、補助金を投入するのは地域格差みたいな問題も出てくるのかなというふうにちょっと印象として思ったということです。以上です。

会長：はい。ありがとうございます。数字についてはいろんな議論があって、これは昔のデータですけれども、実は、都市部では下がってきてる、風呂のない家が増えてきてる可能性があるっていう話が1つあります。それから、じゃあ5%は切り捨てていいのかって言うことがあれば、5%というのは実は結構多くて、20人に1人ですので、小学校の1学級に1人以上いるっていうことになりますので、だからちょっとその辺で難しいですよね。先ほどなんで物価統制令の対象なんだっていう議論もあるように、微妙な線だろうと思うけれども、まだそういう風呂の無い家のためという目的がなくなったとまではやっぱり言えないのかなあと思っています。でもまあ金額を決めるときに関係しますので、是非またご発言をいただけたらと思います。ただし、先ほど申し上げたように、補助金を投入するかどうかっていうのは、ここでは決められない。あくまでもそれは与えられた内容で、ということです。

大体時間にならきましたが、他に何か別の側面については、よろしいでしょうか。

(3) 小委員会委員及び委員長の指名について

会長：それでは、今日、いろいろご意見を承りましたけれども、すでにご存知のように、公衆浴場の入浴料金問題については、小委員会を設置して詳細の検討を行いたいと考えております。小委員会では公衆浴場経営実態調査結果報告をもとに、詳細な分析を行い入浴料金改定案の取りまとめを行いたいと思います。小委員会で取りまとめた結果を受け第2回の協議会で結論をまとめて答申を行うといった方針で進めさせていただきたいと考えておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

委員全員：(異議なし)

会長：それでは小委員会委員及び委員長の指名に移ります。設置要綱第6条の規定に基づき小委員会を設置することとし、従来と同様、学識経験者、住民代表、業界代表、行政機関から1名ずつ指名させていただくこととします。これは会長が指名するということですので、学識経験者からは内田委員、住民代表からは岡本委員、業界代表からは濱野委員、そして、行政機関からは木村委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

次に委員長ですが、内田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。小委員会の運営補助として私も委員として参加いたします。以上のことについて、ご異議ございませんでしょうか。

委員全員：(異議なし)

会長：ありがとうございます。それでは、小委員会委員の皆様よろしくお願ひします。

(4) 今後の日程

会長：協議事項(4)今後の日程について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：今後の日程については、9月18日に小委員会を開催し、入浴料金改定案を取りまとめていただき、10月22日に第2回入浴料金協議会を開催させていただく予定とさせていただきます。その後、答申をいただきまして、統制額を上げる場合には、11月下旬に改定入力料金の告示を行い、12月の初めごろに施行の予定で進めさせていただきたいと考えております。

9 閉会

事務局：各委員の方々には、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。これにて第1回公衆浴場入浴料金協議会を閉会します。ありがとうございました。